

苫小牧市地域防災計画改訂の概要

1. 計画改訂の経緯

（1）地域防災計画の位置づけ

苫小牧市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく法定計画であり、市長を会長とする苫小牧市防災会議が定める計画である。

計画には、災害対策を実施するにあたって、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、実施すべき業務が定められている。

苫小牧市地域防災計画の内容は、国の防災基本計画、北海道地域防災計画の内容に即するものとする必要があり、上位計画の改訂内容を常時把握しつつ、毎年検討を加え、必要がある場合は修正を加えて行かなければならない。

（2）苫小牧市地域防災計画の現状と改訂の必要性

現行の苫小牧市地域防災計画は、編ごとに改訂年次が異なっており、近年は、災害対策基本法等の地域防災計画に関連する法律の改正に伴い、「防災基本計画」や「北海道地域防災計画」が頻繁に改訂されていることから、早急にそれらの内容と整合を図る必要が生じている。

苫小牧市地域防災計画を最新の状態に保つことで、災害時の業務の遅れや停止を回避することができる。

＜作成機関別の計画最終改訂年月＞

作成機関		最終改訂
国（中央防災会議）		令和6年（2024年）6月
北海道	本編	
	地震・津波防災計画編	令和7年（2025年）1月
	原子力防災計画編	
	資料編	
苫小牧市	地震・津波災害対策編	令和元年（2019年）7月
	風水害等対策編	平成28年（2016年）7月
	火山災害対策編	平成24年（2012年）10月
	資料編	令和2年（2020年）4月

2. 改訂の進捗状況

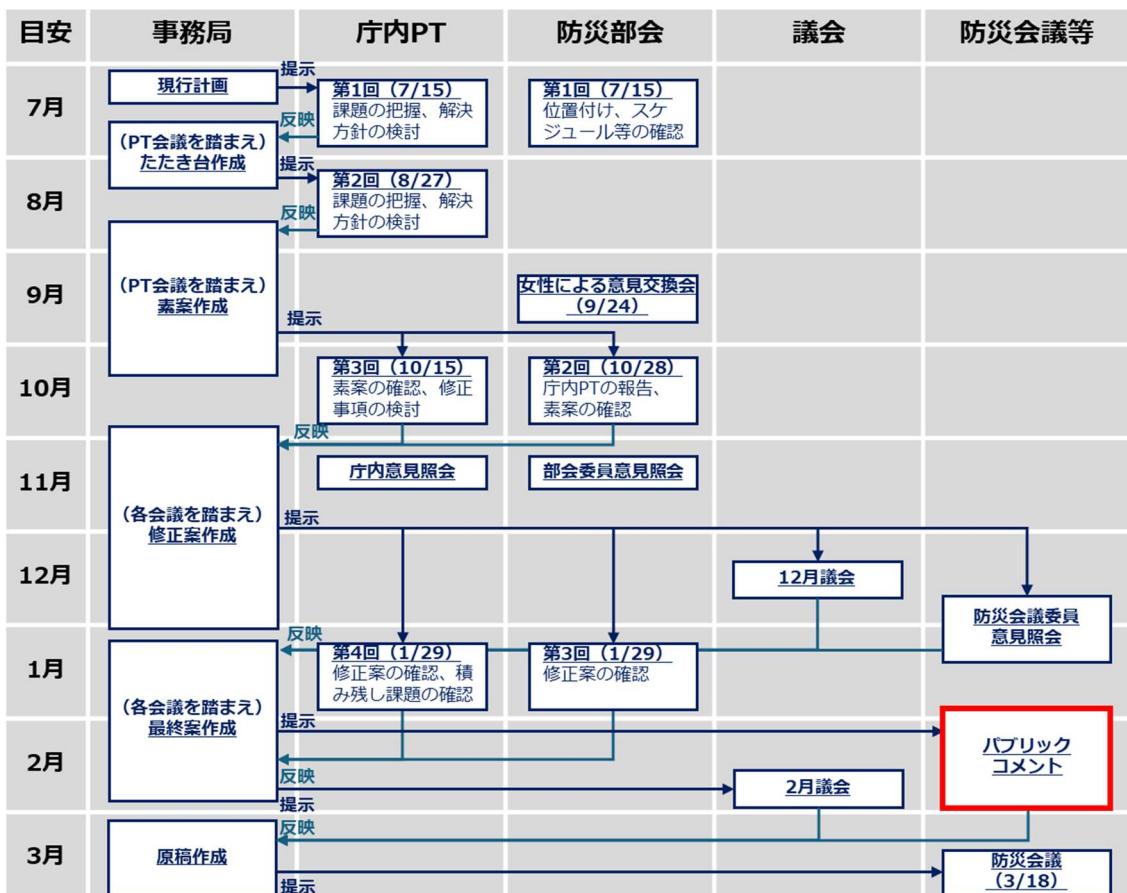
令和6～7年度にかけて、最新の情報・知見に対応した計画への改訂作業を進めている。

【令和6年度】

- ・防災アセスメント調査及び職員アンケートにより課題抽出

【令和7年度】

- ・広範囲にわたる課題の把握・解決策検討のため、庁内各部門を横断するプロジェクトチーム（以下「PT」）を編成
- ・専門的な視点を取り入れた実効性ある計画改訂を目指すため、災害対応に関わる庁外の防災関係機関の委員で構成する検討部会を設置



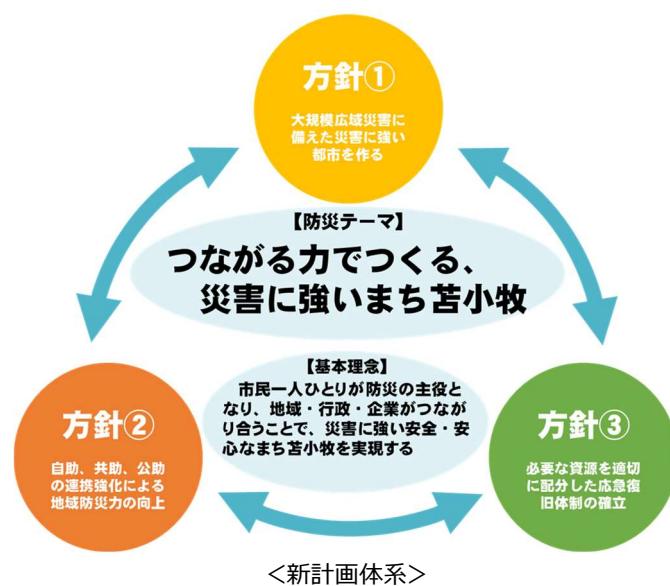
＜今年度のスケジュール＞

3. 改訂方針

(1) 新・防災ビジョンの設定

現行地域防災計画のテーマは、「市民の生命及び財産を災害の危険から守る」としており、主に「公助」主体としてきた。

一方、近年の災害は、多様化・激甚化しており、災害に強い地域社会を築くためには、市民、地域、企業、行政がつながり合うことをベースとした新たな防災テーマを設定する必要があることから、新しい防災ビジョンを設定する。



（2）全庁をあげた体制による計画改訂内容の検討

今回の地域防災計画改訂では、新防災ビジョンの実現に向けて、防災会議の下部組織として庁外関係機関で組織する防災部会と全庁的な計画検討組織の庁内会議を設置した。

庁内会議においては、国の最新の知見である能登半島地震の課題検証を踏まえ、4つのテーマ別にプロジェクトチームを設置して、庁内の連携と具体的な課題解決に努めた。

＜庁内プロジェクトチームの4テーマ＞

チーム	検討テーマ
災害対策本部チーム	災害対策本部体制、事務分掌、配備基準
福祉チーム	要配慮者、遺体処理、応急医療
避難所チーム	避難所開設、運営
物資・り災証明・ライフライン・災害廃棄物チーム	物資支援、り災証明書発行、ライフライン復旧、災害廃棄物処理

（3）上位計画等の改訂内容の反映

現行苫小牧市地域防災計画に反映されていない近年の災害教訓や法律改正内容、防災基本計画、北海道地域防災計画、その他上位機関の指針等の計画内容を検討し、反映した。

（4）防災アセスメント調査結果の反映

令和6年度に実施した防災アセスメント調査で示される新たな被害想定結果をもとに、被害程度にリンクする予防対策や応急対策となるように、数値的な裏付けを持った計画となるように見直した。

（5）その他情報の更新

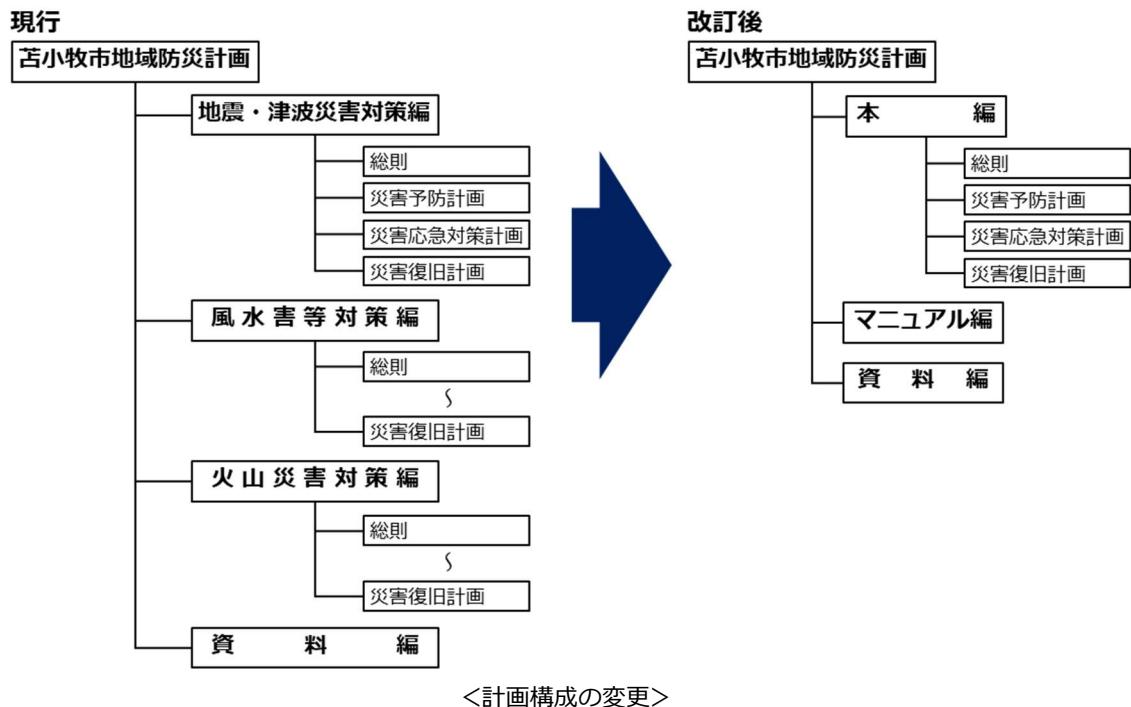
現行地域防災計画から変更されている市をはじめとする防災関係機関の組織名称、各種資料、防災施策等について、最新の内容に更新した。

(6) 持続可能な計画メンテナンスへの配慮

地域防災計画は、災害対策基本法で定めることが求められた法定計画であり、抜け、漏れなく災害に係る予防、応急、復旧の全般にかかる対策について網羅・記述しなければならないことから、一般的に、厚く読みづらいものとなっているため、見つけたい情報を探すことに時間がかかるに加え、更新作業も容易ではない。そこで、今回の改訂において、計画体系を見直し、計画全体をコンパクト化することで、計画の維持管理の負担の軽減を図った。

体系見直しの概要は、以下のとおりである。

- ・災害種別に分かれていた編を本編として統合した。
- ・応急業務の手順を具体化し、マニュアル編として構成した。
- ・資料編に掲載する資料のうち、公的機関がインターネット上に公開しており、リンク化が可能な資料は、二次元コード等を活用した。



＜計画各編の概要＞

編	概要
本編	予防段階、応急段階、復旧段階の各段階における市の業務の概要を記載している。
マニュアル編	主に本編に示された応急段階の業務について、その手順、主体、目安時期、関係機関等を整理している。主に市職員が各班の業務を把握するために活用する。
資料編	本編に示された業務に関係する各種資料を掲載している。